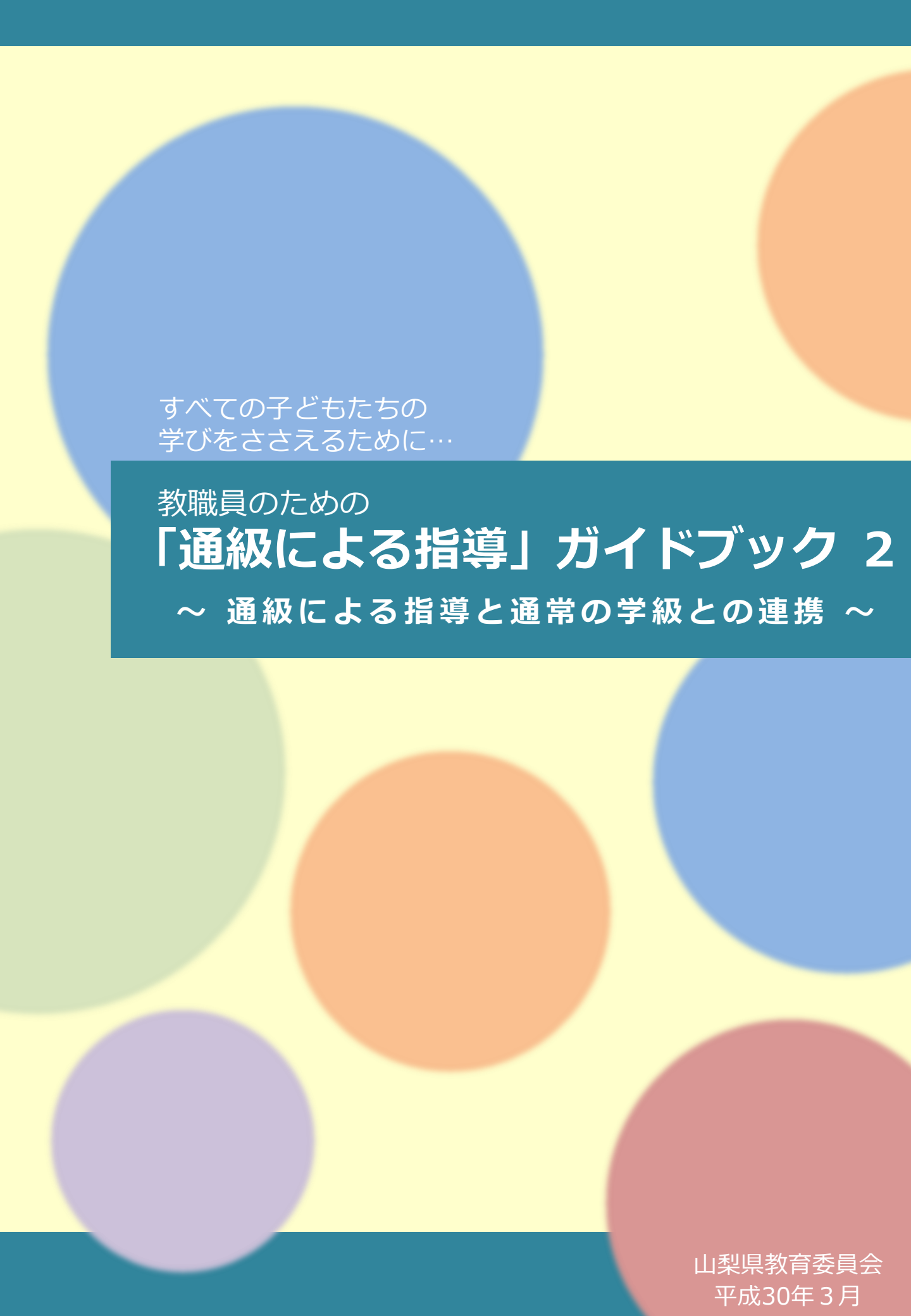




すべての子どもたちの  
学びをささえるために…

教職員のための

# 「通級による指導」ガイドブック 2

～ 通級による指導と通常の学級との連携 ～

## 「通級による指導」

「通級による指導」とは、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な指導を通級指導教室等で受ける指導形態のことです。

通級指導教室等では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。指導にあたっては、単に各教科の遅れを補充するための指導とならないようにする必要があります。

障害に応じた個別の指導の必要性を検討する際は、本人や保護者の意向も踏まえて校内委員会で検討することが大切です。その際、教育、医療、心理等の観点からの情報も得ながら総合的かつ慎重に検討を進める必要があります。なお、障害の診断ができるのは医師のみであることに十分留意する必要があります。

## 「通級による指導」における教育課程の編成

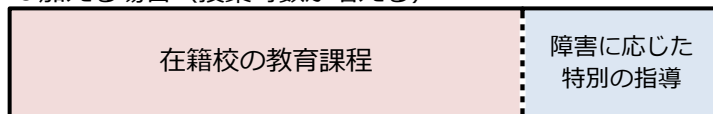
通級による指導は、在籍校の教育課程に基づき、各教科等の授業を受けることを前提としながら、その上で通級による指導を受けるために、特別の教育課程を編成することが認められているものです。他校に行って通級による指導を受ける場合にも、教育課程の編成は在籍校がその責任において行うことに留意する必要があります。

通級による指導の特別の教育課程を編成する際に、在籍校の教育課程に加える場合は、放課後等に通級による指導を受けることとなります。また、在籍校の教育課程の一部に替える場合は、通常の学級の授業を抜けて通級による指導を受けることとなります。

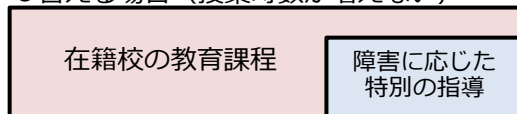
その際、授業を抜けた部分の学習を補う工夫が必要になります。（宿題や放課後の補習等）いずれの場合にも、児童生徒に過度な負担がかからないように留意する必要があります。

【通級による指導の特別の教育課程の関係図】

### ●加える場合（授業時数が増える）



### ●替える場合（授業時数が増えない）



## 「通級による指導」の内容と授業時数

通級による指導は、教育活動の一環として法令や学習指導要領に基づき計画的に行うこととなります。**通級による指導の内容は、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の内容を参考にしています。**自立活動の授業時数は、一律に標準として示されていません。個々の実態に応じて、指導目標、指導内容、指導方法や授業時数等を設定します。

通級による指導の場合は、次の通り**標準の授業時数が示されていることに留意する必要があります。**

- 年間35単位時間から280単位時間までを標準とする（週当たり1～8単位時間相当）
- LD及びADHDの児童生徒は年間10単位時間から280単位時間までを標準とする（指導上効果が期待できると判断すれば、月1単位時間から可能）

# 「自立活動」の指導とは

自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」とされています。

ここでいう「自立」とは、個々の児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて主体的に自己の能力を可能な限り発揮し、よりよく生きていくことを意味しています。また、「調和的発達」とは、発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、遅れている側面の発達を促したりする等の全人的な発達を促すことを意味しています。

自立活動の内容はその全てを指導すべきものとして示されているものではないことに留意する必要があります。

## <自立活動の内容 6 区分27項目>

### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と生活管理に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

### 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

### 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を統合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること。

### 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーションの手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されています。

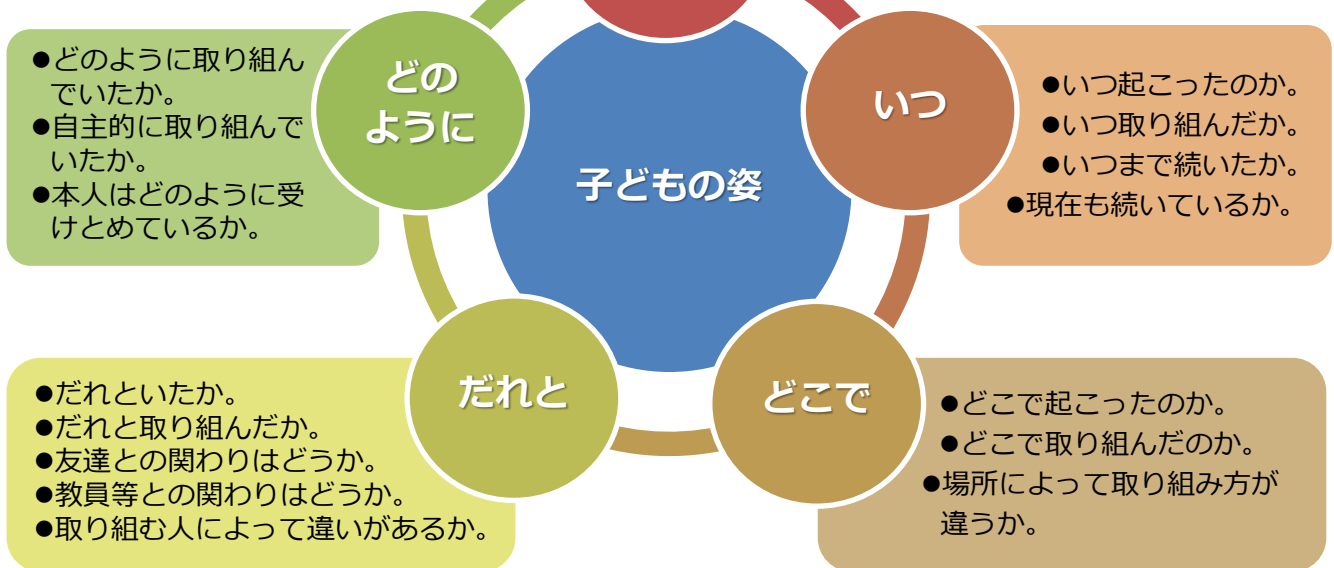
個々の児童生徒に設定する具体的な指導内容は、実態把握に基づき、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定するものです。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

## 的確な実態把握のために

通級による指導を効果的に進めるには、的確な実態把握が欠かせません。

対象となる児童生徒に関わる多くの人と協力して情報を収集することが大切です。

その際のポイントは、目の前の子どもの姿から、困難さの背景や本人の得意なところ、長所等も把握することです。



学習指導要領の解説には、各教科の学びの過程において考えられる困難さについて記述されています。校種や担当する教科に関わらず参考になります。

学びの過程に注目することで、それまでは気付くことのできなかった子どもたちの困難さに、気付くことができます。

また、校内研修等において全職員で確認することで、共通理解が進み、指導支援が充実します。

他校に行って通級による指導を受ける場合、自校通級や巡回による指導と比較して、学校や学級での様子や通級による指導の様子を実際に見ることが難しいので、**定期的に情報交換する機会を設定したり、日常的に連絡ノートを交換したりする等実態を共有するための工夫が必要です。**

中学校や高等学校は教科担任制なので、実態把握の際に多くの教員が関わることになります。

校内の特別支援教育コーディネーター等が中心となり、**観察する視点を明確化したり、情報共有の方法を工夫したりすることが必要です。**

医療や福祉等の関係機関と連携して、心理検査等から本人の特性等を捉えることが必要な場合もあります。

その際、**検査の結果だけでなく、結果の背景や取組の様子、今後の支援に生かす方法等**について相談することも大切です。

的確な実態把握により、困難さの背景を捉え、関係者が連携しながら子どもの成長を共に喜べるような体制づくりが求められます。

そして、**本人に対して「本人自身」の事をわかるように伝える事**が大切です。「困ったら(困る前)に、こう対応すればいい」等、自己理解を促し、成功体験を積み重ねながら成長していける姿を目指します。

# 「個別の指導計画」について

「個別の指導計画」は、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に対し、**学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえ、目標、指導・支援内容、評価等の観点を含めて作成**するものです。

通級による指導を利用する児童生徒には、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成することが義務づけられています。在籍する学級の担任と通級による指導の担当者とが連携しながら作成し、PDCAサイクルで機能させていくことが大切です。

## 通常の学級における個別の指導計画様式例

|       |       |     |  |
|-------|-------|-----|--|
| 作成年月日 |       | 学校名 |  |
| 児童生徒名 | 学年・組  |     |  |
| 記載者氏名 | 評価年月日 |     |  |

① 基本的な配慮・支援の内容  
(全教科等で共通すること、学校生活で共通した配慮や支援の内容について記入する。)

| 実態 | 目標(望ましい姿) | 具体的な手立て | 評価 |
|----|-----------|---------|----|
|    |           |         |    |

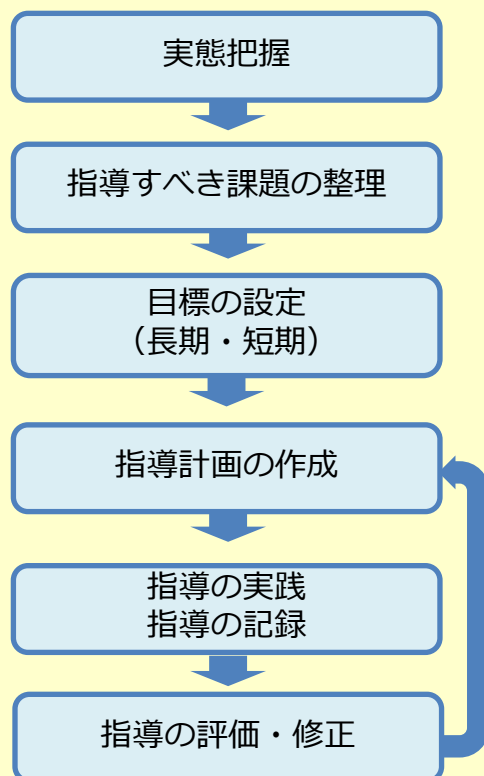
② 教科での配慮・支援内容(特に支援を配慮・支援を必要とする教科について記入)

| 教科等 | 単元 | 実態 | 目標 | 手立て | 評価 |
|-----|----|----|----|-----|----|
|     |    |    |    |     |    |
|     |    |    |    |     |    |
|     |    |    |    |     |    |

## 通級による指導と連携して作成する個別の指導計画様式例

|                                                                                                                                                                   |           |         |    |      |  |    |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|----|------|--|----|--|
| 氏名                                                                                                                                                                |           | 性別      |    | 生年月日 |  | 学年 |  |
| ④自立活動の指導目標                                                                                                                                                        |           |         |    |      |  |    |  |
|                                                                                                                                                                   |           |         |    |      |  |    |  |
| ⑤具体的な指導内容                                                                                                                                                         | ア         | イ       | ウ  |      |  |    |  |
| 選定した項目に関連付け設定した具体的な指導内容<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     通級による指導の担当者作成部分                 </div> |           |         |    |      |  |    |  |
| ⑥基本的な配慮・支援の内容(全教科で共通すること、学校生活で共通した配慮や支援の内容)                                                                                                                       |           |         |    |      |  |    |  |
| 実態                                                                                                                                                                | 目標(望ましい姿) | 具体的な手立て | 評価 |      |  |    |  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         在籍する通常の学級担任作成部分                     </div>                    |           |         |    |      |  |    |  |

## <個別の指導計画作成のプロセス>



在籍する通常の学級で目指すことと、通級による指導で目指すことの共通理解を図りながら、指導や支援を行うことが確実な効果に直結します。

通級による指導において作成されている個別の指導計画を参考に、通常の学級で何を目標においていくか検討しましょう。

最初から完全な個別の指導計画を書くことは難しいものです。指導案の中に個への配慮を記入する欄を設ける等、全体への指導の中に段階的に個の視点を位置付けることも有効です。

また、担任一人ではなく、管理職や特別支援教育コーディネーター等、複数で意見を出し合いながら取り組むことが大切です。

<様式例の掲載先>

<https://www.pref.yamanashi.jp/kyoiku/tokubetsu/shokai/index.html>  
山梨県公式ホームページ 山梨県教育委員会 特別支援教育のページ

# 在籍する通常の学級担任と通級による指導の担当者等との連携

## 情報交換・情報共有

通級による指導を利用する児童生徒が在籍する通常の学級において、障害の特性等に応じた配慮を行う等、通級による指導の成果を生かすためには、通級による指導の担当者との情報交換や情報共有が欠かせません。また、通級による指導においても、在籍する通常の学級での様子をつぶさに知る必要があります。

しかし、お互いにじっくりと話す機会を多く持つことは難しいものです。定期的に話す場を年間計画に位置付ける等の工夫が必要です。管理職等と相談し、全教職員の理解のもと情報交換の機会が充実するようにします。

他校に行って通級による指導を受ける場合や巡回による指導の場合、十分な時間を日常的に確保することはさらに難しくなります。じっくりと話すことのできる機会を長期休業中に設定する等の工夫で、共通理解のもと指導や支援を充実させることができます。

日常的な情報交換・情報共有には、在籍する通常の学級の担任、通級による指導の担当者、保護者等による連絡ノート等の活用が有効です。その際、個別の指導計画等の目標をふまえて記述することが大切です。

また、児童生徒自身の振り返り等を記述する欄や、保護者からのコメント欄を設ける等の工夫で、本人の学習に向かう意欲を高める等の効果が期待できます。



## 保護者との連携

特別な支援を必要とする児童生徒への指導や支援を進めるには、本人や保護者に寄り添った対応が大切です。

保護者との面談に通級による指導の担当者にも同席してもらったり、通級指導教室で行われる面談や相談に同席したり、通級による指導の担当者と連携した取組により、保護者との信頼関係づくりを円滑に進める効果が期待できます。

学級担任、通級による指導の担当者、保護者の三者が共通理解のもと指導や支援にあたることで、児童生徒の安心感につながり、教育的効果が期待できます。

家庭での対応に困難を生じている場合等は、校内の資源を活用したり、福祉機関等と連携したりすることで、共通理解や合意形成を図りやすく、支援が充実します。

## 関係機関との連携

的確な実態把握や課題解決のために、医療、福祉、保健等のさまざまな関係機関との連携が必要になる場合があります。学校が主体的に課題解決にあたるという意識を持ちながら、連携の充実を図ることが大切です。

特別支援学校のセンター的機能の活用も有効です。特別支援学校は、児童生徒の実態を把握する方法や、効果的な指導方法の情報の蓄積があります。通級による指導や、在籍する通常の学級での様子を観察してもらったり、実態に応じた教材の提供を受けたりすることができます。

中学校等では、進路選択にあたり、地域の進路に関する情報を集める際に、福祉や労働等の関係機関との連携を図ることが必要な場合があります。

# 通級による指導を在籍する通常の学級に生かす

学びやすい教材・教具や支援機器、プリント類の工夫、自信や意欲を高める言葉かけや評価の仕方  
の工夫等、障害のある児童生徒に対するわかりやすい指導・支援の視点は、他の児童生徒にとっても  
わかりやすい指導や支援になります。

教材・教具、指導方法の工夫等を共有化したり、学級づくりやわかる授業づくりを工夫したりしな  
がら通級による指導の効果を在籍する通常の学級の指導に生かすようにします。

## 学びやすい教具等の例

文房具等も扱いやすいものに工夫することで、学習上の困難を改善することにつながります。

例えば、つまみやすいコンパスや定規等の  
使い方を通級による指導で練習し、同じもの  
を在籍する通常の学級で使用する事等が考  
えられます。

また、視知覚等の課題があり、板書が困難  
な児童生徒に、タブレット端末等のICT機器  
を補助的に活用する等の支援も有効とされて  
います。



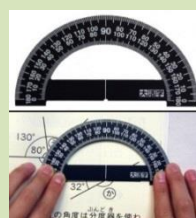
つまみやすいコンパスや定規



姿勢保持座布団



筆記補助具



見やすい教具



タブレット端末

## 学びやすい環境づくり、授業づくりの例

通級による指導で行われている、障害の特性に対する配慮や支援の内容を参考にして、改めて学級の  
学習環境や授業づくりを見直してみることで、よりよい学級づくりにつながります。

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善に取り組む学校も増えています。



ノートの規格に対応した板書の工夫



視覚的、聴覚的に刺激量の調整を工夫した教室環境



## 合理的配慮の提供について

「障害者の権利に関する条約」において、合理的配慮の否定は、障害を理由と  
する差別に含まれるとされています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に  
関する法律」により、国の行政機関や地  
方公共団体（学校を含む）において合理  
的配慮の提供は法的義務となっているこ  
とに留意しながら、障害のある児童生徒  
が他の児童生徒と平等に「教育を受ける  
権利」を享有・行使することを確保する  
必要があります。

## 特別な支援を必要とする子どものための 授業支援ガイドブック（改訂版）

各学校における合理的配慮の例等が  
載っています。障害種に関係なく子  
どもの実態に応じて活用することが  
できます。

<掲載先>

山梨県公式ホームページ 教育委員会  
特別支援教育のページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/to-kushi-jiseishien/tokubetsushien/leefret-handbook.html>



本ガイドブックと合わせてご覧ください



### 教職員のための「通級による指導」ガイドブック & DVD

- ◆ 平成29年3月に「通級による指導」ガイドブック及びDVDを作成・配布しました。
- ◆ DVDは、各市町村教育委員会、通級指導教室、教育事務所にありますので、校内研修等に御活用ください
- ◆ ガイドブックは下記URLからダウンロードすることができます。

※ガイドブック及びDVDに掲載している情報は、平成29年3月時点のものです。

<山梨県公式ホームページ 教育委員会 特別支援教育のページ>  
[https://www.pref.yamanashi.jp/tokushijiseishien/tokubetsushien/leefret\\_handbook.html](https://www.pref.yamanashi.jp/tokushijiseishien/tokubetsushien/leefret_handbook.html)

本ガイドブックや上記DVD等についてのお問い合わせは 山梨県教育委員会特別支援教育担当（055-223-1752）まで

本ガイドブックは、平成29年度文部科学省「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」の委託を受け作成しました